テキスト が含まれている画像

自動的に生成された説明

**LICENSING EXECUTIVES SOCIETY JAPAN**

**[２０２５年１月　関東月例研究会（リアル開催）のご案内]**

**日本ライセンス協会　関東研修委員会**

**パラメータ特許発明と域外適用特許に関する対談**

**開催日：２０２５年１月２３日（木)**

**場　所：全日通労働組合　大会議室C(8階)**

**講　師：高林 龍 氏（****早稲田大学名誉教授、早稲田大学知的財産法制研**

**究所顧問、弁護士）**

**大鷹一郎氏（虎門中央法律事務所 弁護士(パートナー）・弁理士、前**

**知的財産高等裁判所長）**

拝啓　時下会員の皆様には益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

２０２５年１月の関東月例研究会は、「パラメータ特許発明と域外適用特許に関する対談」と題して、早稲田大学名誉教授、早稲田大学知的財産法制研究所顧問、弁護士の高林 龍氏と虎門中央法律事務所 弁護士(パートナー）・弁理士、前知的財産高等裁判所長の大鷹一郎氏を講師としてお招きし、ご講演を賜ります。

パラメータ特許発明についてのサポート要件・実施可能要件について平成１７年に「偏向フィルム事件」の大合議判決後も、様々な判決が出されております。最近においては、特許請求の範囲に記載の発明を、複数のパラメータを用いて特定することも多くなされております。実務において、重要なポイントとなるパラメータ特許発明におけるサポート要件・実施可能要件の考え方を、両先生の座談会形式で議論していただきます。また、最近、産業構造審議会特許制度小委員会で議論が開始されている域外適用特許の侵害の考え方について、２０２３年の「ドワンゴ事件」の大合議判決に基づき、大合議判決の裁判長でいらっしゃった大鷹先生と、知財学者の第一人者である高林先生に、域外特許発明の侵害の考え方について対談・議論をいただきます。本講演は、両先生の忌憚のないご意見をお伺いできる研修となっておりますので、リアル参加のみの研修であり、ウェブ配信はございません。

企業の知財部門、法務部門の方々をはじめ、法律事務所や特許事務所の方など幅広い関係者の方々にとって、大変興味深く、有用な情報が得られる機会になると思われます。万障お繰り合わせの上、ご参加いただけますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

**[関東月例研究会]**

**１．研究会**

と　き：２０２５年１月２３日（木） １４：００－１６：４５

ところ：全日通労働組合　大会議室C(8階)　（リアルのみ）

〒100-0013　東京都千代田区霞が関3丁目3番地3号　全日通霞が関ビル

https://www.neu.or.jp/access.html

講　師：高林 龍 氏（早稲田大学名誉教授、早稲田大学知的財産法制研究所顧問、弁護士）

　　　　大鷹一郎氏（虎門中央法律事務所 弁護士(パートナー）・弁理士、前知的財産高等裁判

所長）

講師略歴：高林　龍　氏

1978-1981年　東京地方裁判所判事補（通常部）

1981-1983年　那覇地方裁判所判事補

1983-1986年　東京地方裁判所判事補（工業所有権部）

1986-1990年　松山地方裁判所民事部判事補、判事

1990-1995年　最高裁判所裁判所調査官（民事・知的財産関係担当）

1995-1996年　早稲田大学法学部助教授

1996-2023年　早稲田大学法学部（法学学術院）教授

　　　　　　＊1998-2000年　ジョージ・ワシントン大学客員研究員

2023年4月-　創英国際特許法律事務所　上席弁護士

　　　　　　　　　　　　　早稲田大学名誉教授

　　　　　大鷹　一郎　氏

　　　　　1983-1992年　判事補（東京地方裁判所、旭川地方・家庭裁判所、最高裁民事局）

1992-1998年　判事（札幌地方・家庭裁判所、京都地方裁判所、東京地方裁判所）

1998-2001年　法務省民事局第二課長

　　　　　2001-2003年　判事（東京地方裁判所、大阪高等裁判所）

2003-2005年　大阪地方裁判所部総括判事

2005-2008年　知的財産高等裁判所判事

2008-2013年　東京地方裁判所総括判事（知的財産権部）

2013-2016年　知的財産高等裁判所判事

2016-2018年　大津地方・家庭裁判所長

2018-2020年　知的財産高等裁判所部総括判事

2020-2023年　知的財産高等裁判所長

　　　　　2023年９月- 虎門中央法律事務所　　弁護士（パートナー）・弁理士

司　会： 杉村　純子（プロメテ国際特許事務所株式会社　代表弁理士）

参加費：ＬＥＳ会員（同一組織のメンバーを含む） 　5000円

継続会員 　　　　　2000円

一般 　　　　10000円

＊継続会員とは、55歳を超えて勤務先を退職した後も個人で会員資格を継続し、特別の年会費（2万円）を適用されている正会員です。（詳細は会員名簿の規則またはホームページをご参照ください。）

**２．懇親会**

懇親会は開催しませんが、研究会の終了後に、会場参加の方のみ(今回の研修はウェブ配信はありません)を対象とし、講師と名刺交換や質疑応答を行う場を設けます。

**３．参加申込み**

＊**申込期限：２０２５年１月１４日（火）**

＊下記LESJウェブサイトからお申し込みをお願います。LESJウェブサイト以外からのお申し込みは受け付けておりません。

<https://www.lesj.org/workshop/monthly/east.php>

**４．申込み・受講前の確認事項**

＊ **参加費支払期限：２０２５年１月１６日（木）**

＊参加申込み受付後、当協会から参加費のお支払い方法（振込先）をご案内しますので、研究会の５営業日前（２０２５年１月１６日（木））までに参加費をお支払いください。期限までに入金が確認できない場合は、ご参加いただくことができません。

＊入金が確認できた方には、３営業日前（２０２５年１月２０日（月））までに、メールにて資料をお送りいたします（当日、会場でも配布資料をご準備いたします）。

＊なお、資料送付後のキャンセル・返金はお請けいたしかねますので、あらかじめご了承ください。３営業日前までに当協会から連絡がない場合には、連絡先にお問い合わせ下さい。

＊写真撮影・録画・録音は行わないでください。なお、事務局側では協会のPR等の目的から、ご参加の方々のお顔が写らない範囲で講演の様子を写真撮影することがありますので、あらかじめご了承ください。

＊本月例研究会は日本弁理士会の継続研修としての認定を申請中です。本研修を受講し、所定の申請をすると、外部機関研修として選択科目２.５単位が認められる予定です。単位認定をご希望される方は、申込フォームの「弁理士登録番号」の欄に、弁理士登録番号をご記入ください。

**【個人情報の取扱いについて】**

・日本ライセンス協会は、申込の際に提供いただいた個人情報を、今回お申し込みの月例研究会に関するご連絡、講師への参加者の氏名、所属先の提供、当協会からの今後のご案内の送付その他本月例研究会の実施・運営のために利用します。

・個人情報は、不正アクセス、紛失、破壊、改ざんおよび漏洩等の予防、安全な管理に努めます。

**５．連絡先**

日本ライセンス協会　事務局　大橋　圭二

〒105-0001　東京都港区虎ノ門2-9-1　虎ノ門ヒルズ　江戸見坂テラス　発明推進協会内

TEL　03-3595-0578　FAX　03-3595-0485

e-mail　[les@jiii.or.jp](mailto:les@jiii.or.jp)